

## 耐震改修をしやすく

耐震改修促進計画を改訂し、平成三十二年度を計画期間として耐震改修の促進を図ることとしました。この目的を達成するため、これまでの無料耐震診断と耐震改修費補助に加え、段階的耐震改修費補助とシェルター整備費補助制度を新たに設けました。

### 無料耐震診断

耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断を受けることから始めてください。無料耐震診断は、昭和五十六年五月三十一日以前に着工された木造住宅を対象に受け付けています。

### 耐震改修費補助制度

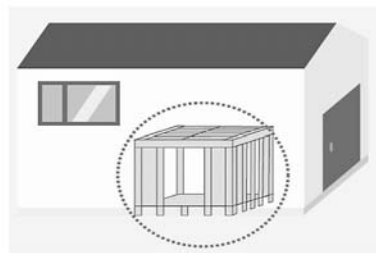
耐震改修費補助制度は、無料耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」と判定された住宅を「一応安全」の基準にするために補助する制度です。補助限度額は、一棟あたり九十万円です。なお、建替えは、補助の対象にはなりません。

### 新段階的耐震改修費補助制度

段階的耐震改修費補助制度は、一度に改修するのは、費用負担が大きくてできない方に、二段階に分けて耐震工事を行うものです。一段階目として「全壊を防ぐ」まで引き上げる工事を行い、その後二段階目として「一応安全」の基準にする工事をいいます。補助限度額は、一段階目六十万円、二段階目三十万円です。

### 新耐震シェルター整備費補助制度

耐震シェルター整備費補助制度は、建物全体を補強するのではなく、一部分の安全を確保する整備費について補助を行うものです。補助限度額は、三十万円です。



## 耐震改修の支援制度

	耐震改修費補助制度	新設段階的耐震改修費補助制度	新設シェルター整備費補助制度
	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅		
基準(判定値)	判定値1.0(一応安全)以上にする工事	1段階目 判定値0.7(全壊を防ぐ)以上1.0未満とする工事 2段階目 1.0以上	愛知県が認める工法
補助限度額	90万円	1段階目 60万円 2段階目 30万円	30万円

▼申込み・問合せ 地域振興課地域振興係  
☎28・2463

## 資源分別のルール遵守を

資源分別収集は、ルールを守らないと資源として再生することができないことがあります。また、他の人に迷惑をかける場合もあります。必ず次のルールを守ってください。

- ①分別して出す  
空き缶、空きびん、紙パック、ペットボトル、食品トレイ、容器包装プラスチック、発泡スチロール、金物類は

それぞれ指定された収集かごに分別して出してください。

- ②汚れたまま出さない  
容器の自身は使い切り、軽く洗ひ、汚れ、付着物を取り除いてください。また、栓・キャップは取ってください。
- ③決められた日時に出す  
夜遅い時間など決められた時間以外に出すと近隣の方の迷惑になります。

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・0916

## ◆人事異動(四月一日付け)◆

( )は前職

- ◎理事  
・町長部局 梶田浩昭(愛知県からの派遣職員)
- ◎次長級  
・教育委員会 教育次長兼教育委員会事務局長兼給食センター所長兼社会教育センター館長 飯塚泰行(教育委員会事務局長兼給食センター所長兼社会教育センター館長)
- ◎課長級  
・町長部局 防災安全課長兼防災安全係長 佐藤正司(防災安全課長)、会計管理者及び会計課長兼出納係長 小川淳之(福祉課総合福祉センター)
- ◎係長級  
・町長部局 総務課係長 小塚和宣(防災安全課防災安全係長)、税務課係長 菊地智行(税務課主査)、住民課環境保全係長 江崎真史(総務課係長)、地域振興課地域振興係長 松井良廣(税務課課税係長)
- 所長兼しいの木児童センター館長兼ひまわり児童館館長)、福祉課総合福祉センター所長兼しいの木児童センター館長兼ひまわり児童館館長兼総務係長 安藤憲司(福祉課総合福祉センター所長補佐兼総務係長)
- ・議会事務局 議会事務局長 日比野敏弥(住民課課長補佐兼環境保全係長)